

令和6年度各地区住民福祉協議会からの要望に対する対応について

【小屋浦地区】

地区名	要望内容	対応状況
一丁目 第1町内会	町有住宅敷地内の樹木剪定について	実施しました。
二丁目 第1町内会	小屋浦橋の歩道が一部陥没し、雨天時に水溜りができる。	国土交通省広島国道事務所に修繕を依頼し、水溜り解消のための排水ドレンを設置しました。
二丁目 第2町内会	県道沿いの20番街区付近への街灯設置について	実施しました。
二丁目 第2町内会	3番街区急傾斜地防災工事ポケット内の雑木処理について	実施しました。
二丁目 第2町内会	3番街区内道路の滑り止め等の対策について	令和7年度に手すりを設置します。
三丁目 第4町内会	新設の砂防堰堤下の水路に落ち葉が溜まり水の流れが悪くなる。倒木、枯れ枝もある。	3か月に1度、水路を点検し管理します。水路機能に支障がある時は役場建設課に連絡ください。
四丁目 第1町内会	4番街区内の空き家対策について	空き家バンク登録に向け、物件調査を行いました。
四丁目 第2町内会	9番街区内側溝（2箇所）の補修について	実施しました。
地区全体	天地川の護岸について、風化した部分や石が抜け落ちている箇所がある。	広島県に護岸の修繕を依頼しました。
	空き地の雑草について、地権者に対する適正な管理の依頼	空き地所有者もしくは管理者に現状の写真と除草の依頼文を郵送しました。
	下水道マンホール周辺の凹み、町道の段差改善について	実施しました。
	小屋浦いこいの森の樹木剪定について	実施しました。 駐車場周辺については、毎年実施します。

その他の住民福祉協議会からの要望に対する対応については、順次掲載します。



樹木剪定



街灯設置



マンホール周辺の整備

令和7年度からの国民健康保険税率の改定について

●坂町の国民健康保険税の変更

国民健康保険は、広島県のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば、同じ保険税となる「保険税水準の完全統一」の実現を目指しています。坂町では、被保険者の急激な負担増加を軽減するため、町独自の激変緩和措置を講じ、令和12年度を完全統一の目標とし、県の推計した標準保険税率に段階的に合わせる形で保険税率の改定を行います。なお、保険税額の決定通知は7月中旬にお手元にお届けします。

令和7年度 坂町国民健康保険税 税率表

内訳	医療分	介護分	後期高齢者支援分
対象者	加入者全員	40～64歳	加入者全員
所得割	7.67%	2.13%	2.67%
均等割（1人あたり）	33,700円	10,920円	11,400円
平等割（1世帯あたり）	22,600円	5,300円	7,600円
限度額	660,000円	170,000円	260,000円
所得割の算定式	（総所得額－基礎控除額（43万円））× 税率		

※4月から翌年3月までを1年間として、年間保険税が計算されます。途中で加入された場合は、加入月から計算し、途中で喪失された場合は、4月から喪失した月の前月までを計算します。

●保険税の軽減

次の所得の世帯の方や健保組合等の被扶養者であった方には、以下の軽減措置があります。

均等割・平等割の軽減について

世帯の総所得金額（被保険者と世帯主の所得の合計額）	軽減率
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合	7割
43万円＋30.5万円×世帯の被保険者数及び特定同一世帯所属数＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合	5割
43万円＋56万円×世帯の被保険者数及び特定同一世帯所属者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合	2割

※給与所得者等とは、給与収入55万円超の人と、公的年金等の支給60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上）を受ける人です。

※年金収入については、高齢者特別控除（総所得金額から15万円を控除）を適用します。

※所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。

平等割の軽減について

世帯内の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより単身世帯（国保被保険者が1人のみ世帯）となる方は、対象となってから5年間は平等割額が2分の1軽減、その後3年間は4分の1軽減されます。

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等（国保および国保組合は除く）の被扶養者であった方については、資格取得後2年間を経過する月までに限り、所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。ただし、すでに5割軽減、7割軽減該当世帯に属する旧被扶養者など、減免が適用できない場合もあります。

問合せ 役場税務住民課 ☎820-1503